

令和4年4月19日

保護者様

松原市立松原第七中学校
校長 松岡 日出雄

台風・地震等発生時の生徒の登下校について 保存版

平素は、本校教育にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

台風・地震発生時の生徒の登下校について、松原市教育委員会の通知にもとづき、お知らせします。皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 大阪府下全域又は南河内地区、松原市に『暴風警報』又は『災害発生情報[警戒レベル3]』及び『特別警報』が発令された場合は臨時休校とします。

- ・午前8時30分までに警報が解除された場合は、安全に十分注意して速やかに登校させてください。
- ・午前8時30分を過ぎて解除された場合は臨時休校とします。

2. 登校後、発令された場合は校区の状況に応じて学校長の判断で下校させることになります。

3. 松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とします。また、その日以降の登校も、近隣地域の安全が確認されてからとし、それまでは自宅待機とします。

4. 上記以外の警報等が発令された場合においても、市教育委員会からの指示、または、校区の状況に応じ学校長の判断で臨時休校とする場合があります。

5. 学校給食について

(1) 『暴風警報』『災害発生情報[警戒レベル3]』『特別警報』が午前7時現在において発令中の場合、それ以降の解除時刻にかかわらず学校給食は中止になります。ただし、午前8時30分までに「警報」が解除された場合は、登校になりますが、給食は中止で午前中のみの授業になります。

(2) 「震度5弱」以上の地震が発生した場合、発生した時刻にかかわらず、午前7時現在において臨時休校と決定されている場合、給食は中止になります。

6. お願い

- ・非常時には、教育委員会その他関係機関との連絡のため、電話回線を確保したいと思います。学校への問い合わせの電話はできる限りご遠慮ください。
- ・警報等については、「緊急時連絡メール」及び学校開設のホームページでも情報を発信していきますので、ご覧ください。